

事務連絡  
令和6年3月13日

別記のとおり

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合であっても、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実施することができなかった者の取扱いについては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて（令和4年8月8日付け大臣官房会計課長等事務連絡。以下「令和4年8月8日付け事務連絡」という。）により定めたところであるが、今般、財務省より各省各庁に対して「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく取扱いについて」（令和6年1月31日付け財務省主計局法規課長事務連絡）が発出されたことから、令和4年8月8日付け事務連絡に基づく取扱いに係る運用を、下記の通り定めたので留意して取り扱われたい。

記

- 1 令和6年能登半島地震について災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業が、令和6年1月1日（以下「発災日」という。）までに、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第

526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。以下「課長通知」という。)別紙1の1又は1の2の表明書を提出することにより加点を受けている場合(当該表明書に記載した賃上げを行う事業年度又は暦年に発災日が含まれる場合に限る。)であつて、その旨を契約担当官等に申し出たときには、賃上げ水準が未達成であつても、課長通知記5に基づく減点措置は課さないこととする。

※ 「令和6年能登半島地震について災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用対象となる市町村」とは、賃上げ実績確認時において、同法の適用対象となつたことがあるすべての市町村を指すこととする。

- 2 主たる事業所以外が災害救助法の適用対象となる市町村に所在する企業であるなど、1に該当しない場合であっても、発災日までに加点を受けている場合の減点措置の取扱いについては、令和4年8月8日付け事務連絡(3)の内容を踏まえ、被災地の実情に応じた柔軟な対応を行うものとする。
- 3 なお、本事務連絡に基づき減点措置を課さないこととなる者についても、課長通知記5に基づく大臣官房会計課への報告は引き続き行うものとする。(ただし、大臣官房会計課は、当該報告をとりまとめて財務省主計局法規課への報告は行わない。)

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿